

2 文科高第 4 4 2 号
令和 2 年 8 月 1 8 日

各国立大学法人学長 殿

文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 3 年度の国立大学の学部における
定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて (通知)

平成 27 年 7 月 31 日付け 27 文科高第 423 号において通知しておりました国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 3 年度における取扱いを下記のとおりとしますので通知します。各国立大学法人においては、本通知の内容を踏まえ、学生定員の管理により一層適正を期するようお願いいたします。

記

1. 趣旨・目的

現状においては、新型コロナウイルス感染症の今後の影響の見通しが立たない状況にあり、入学者選抜の実施にあたっては、各大学においては例年とは大きく異なる環境の中で実施に向けた検討を進めているところと承知している。

こうした状況の中で、とりわけ令和 3 年度大学入学者選抜における受験生の受験機会の確保に向けて、文部科学省としては、国立、公立、私立の大学の設置者の別を問わず全ての大学等に対して、「令和 3 年度大学入学者選抜実施要項」(令和 2 年 6 月 19 日付け 2 文科高第 281 号)において、個別学力検査での受験機会の確保として追試験の設定や追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替(以下「追試験等」(※)という。)を要請しているところである。

(※) 追試験等の受験対象者は、新型コロナウイルスの罹患や罹患が疑われるような場合など、各大学の定めた規定に基づき、本来受験する予定であった日程での受験が困難となり、追試験や別日程での受験をすることとなった者が受ける試験を指す

国立大学においても、追試験の設定により、受験生の志望動向や進学する大学の決定時期も変更される可能性があり、各大学の歩留まりにも影響を及ぼし、入学定員管理が通常よりも困難となることが想定される。

これらの状況を踏まえ、各大学における追試験の設定が促進され、受験生の受験機会の確保が図られるよう、令和3年度の定員超過の抑制に係る取扱いについては、例外的な取扱いを行うこととする。

なお、今回の取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受験生の受験機会の確保の観点から、例外的に実施するものであり、各大学において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないことから、各大学においては、本取扱いの前提として、引き続き入学定員管理の適正化の観点を十分に踏まえつつ、適切な入学者選抜を行うことが重要である点に留意すること。

2. 具体的な取扱い

◆令和3年度の入学者のうち、上記の追試験に合格し入学した者については、入学定員超過率の算定における入学者には含めないこととする。

※本取扱いを適用する場合には、別途、令和3年度の入学者数の調査時に上記の追試験に合格し入学した者であることを確認する。

※収容定員（2年次以降）の在学者数の取扱いは、現行どおりとする。

3. その他

今回の取扱いについては、本通知の内容のほか、私立大学においても定員超過に係る私立大学等経常費補助金の例外的な取扱いを実施することとしている。

【本件担当】

<定員超過に係る取扱いに関すること>

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課支援第四係

電話：03-5253-4111（内線3344）

<入学者選抜に関すること>

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室入試第二係

電話：03-5253-4111（内線2495）